成年後見制度利用支援事業

- 令和4年度要綱改正について-

本市では、令和4年度から岡山市成年後見制度利用助成金支給事業実施要 綱を次のとおり改正します。

改正のポイント

①報酬助成対象期間(改正前:期間の設定なし)

申請日から起算して2年前の日が属する月までの期間となります。

適用日:令和4年10月1日

②申請期限(改正前:期限の設定なし)

家庭裁判所による報酬付与の審判(以下、「報酬付与の審判」という。)があった日の翌日から起算して3か月以内となります。

適用日:令和4年10月1日

③申請書及び現況報告書の変更

記載項目追加等のため、様式を変更します。

適用日:令和4年4月1日



※適用日が異なりますのでご注意ください。



改正の解説

①報酬助成対象期間(適用日:令和4年10月1日) 申請日から起算して2年前の日が属する月までの期間となります。



《解説》

報酬助成の対象となる後見等(保佐、補助を含む。)の活動期間を、申請日から2年前の日が属する月までの期間とし、それ以上遡る期間は対象外とします。ただし、報酬付与の審判に通常以上の日数を要した場合など、特別の事情があると認められる場合はこの限りではありません。

- 例)申請日が令和4年10月15日の場合
 - ・「申請日から起算して2年前の日が属する月 → 令和2年10月
 - ·報酬助成対象期間 ⇒ 令和2年10月1日~令和4年10月15日

	令和	令和3年												令和4年											
9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
	10/15 (申請日	から2:	年前の日	∃)																					10/15(申請日)
対象外			報	酬助	加成	対象	対期	間	(令:	和 2	2年	1 0	月	1 E]~·	令和] 4	年 1	0	月 1	. 5	日)			

※上記の例で、令和2年9月以前の活動期間が含まれる場合、対象外となる期間を月割(1か月未満の端数が生じる場合はその部分を日割)で計算し、対象期間分を算出します。

②申請期限(適用日:令和4年10月1日) 報酬付与の審判があった日の翌日から起算して3か月以内となります。

《解説》

報酬助成の申請は、報酬付与の審判があった日の翌日から起算して3か月以内に行ってください。3か月を経過した場合は、報酬助成の申請ができなくなりますのでご注意ください。

- 例)報酬付与の審判があった日が令和4年9月15日の場合
 - ・「報酬付与の審判があった日の翌日から起算して3か月以内」

⇒ 申請期限:令和4年12月15日

令和2年				令和3年												令和4年											
9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
																							(報酬	9/15 付与の ⁵	審判)		12/15 情期限)

- 例)上記の例で、申請日が令和4年10月15日の場合
 - ・①の報酬助成対象期間 ⇒ 令和2年10月1日~令和4年10月15日



- ③申請書及び現況報告書の変更(適用日:令和4年4月1日)
 - ○添付書類の取り扱いを次のとおりとします。(運用の変更なし)
 - ・「報酬付与の審判の決定通知書」は写しとする。
 - ・家庭裁判所に提出した「年間収支予定表」(写し)も添付すること。
 - ○以下の記入欄を追加します。
 - ・成年後見人等受任形態 [単独受任/複数受任]
 - ・本助成金以外の助成金の有無 [なし/あり]
 - ・成年被後見人等が死亡の場合、負債の状況 [なし/あり] ※ありの場合、内容が分かる書類を添付すること。
 - ○生活保護受給者等以外の場合、収入見込額等を記入する欄に「本人」を追加 します。(運用の変更なし)

申請・問い合わせ先

申請書の様式等は、市ホームページ

<u>https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000012394.html</u>でダウンロードできます。

〒700-8546

岡山市北区鹿田町一丁目1-1 岡山市保健福祉会館 4 階 岡山市 保健福祉局 保健福祉部 福祉援護課 管理係

TEL: 086-803-1216 FAX: 086-803-1870

E-mail: fukushiengo@city.okayama.lg.jp

